契約書

訪問看護サービス(医療保険)

NursingCareSupport Ohana

訪問看護サービス契約書(医療保険)

様(以下「利用者」といいます)と、指定訪問看護事業者である NursingCareSupport Ohana (以下「事業者」といいます)は、事業者が利用者に対して行う訪問看護サービスについて、次の内容にて契約を締結します。

第 1 条(契約の目的)

事業者は、健康保険法令及びこの契約書に従い、利用者に対し居宅生活において自立した日常生活を営むことが出来るよう、訪問看護を提供します。

第 2 条(契約期間)

この契約期間は、契約締結の日から利用者の終了意思が表示されるまでの期間とします。
ただし、第 8 条に定められる終了行為があった場合は、その定める日までとします。

第 3 条(訪問看護計画)

1 事業者は、利用者の日常生活の状況及び希望を踏まえて「訪問看護計画」を作成します。
事業者はこの「訪問看護計画」を作成した場合は、利用者に説明いたします。
2 事業者は、利用者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合は、速やかに「訪問看護計画」の変更等の対応を行います。
3 緊急時の訪問看護体制は整えておりますので、24 時間いつでもご連絡いただけます。
またその状況により必要時、訪問をいたします。

第 4 条(サービス提供の記録等)

1 事業者は、サービスを提供した際にはあらかじめ定めた「訪問看護記録シート」等の書面に必要事項を記入し、利用者の確認を受けることとします。
2 事業者は、「訪問看護記録シート」等の記録を作成した後 5 年間はこれを適正に保存します。
また法的に必要な時は、利用者の求めに応じてその写しを交付いたします。

第 5 条(利用者負担金及びその滞納)

1 サービスに対する利用者負担金は、別紙「重要事項説明書」に記載する通りとします。
なお、利用者負担金は関係法令に基づいて決められているものであるため、契約期間中にこれが変更になった場合は、関係法令に従って改定後の金額が適応されます。
2 利用者が正当な理由なく、事業者に支払うべき利用者負担金を 2 か月以上滞納した場合は、事業者は 1 か月以上の期間を定め、期間満了までに利用者負担金が支払われない場合には契約を解除する旨の催告をすることが出来ます。
3 事業者は前項に定める期間が満了した場合には、この契約を文書により解除することが出来ます。

第 6 条(利用者の解約権)

利用者は事業者に対し、いつでもこの契約を解除することが出来ます。

第 7 条(事業者の解除権)

1 事業者は利用者の著しい不信行為により、契約の継続が困難となった場合はその理由を記載した文書により、この契約を解除することが出来ます。

2 事業者は事業の安定的な運営が困難となった場合や、事業所の統廃合があった場合はその理由を記載した文書により、この契約を解除することが出来ます。

この場合、事業者は利用者の主治医等と協議し利用者に不利益が生じないよう、必要な措置を取ります。

第 8 条(契約の終了)

次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

1 第 6 条の規定により、利用者から解除の意思表示がなされ予告期間が満了した時

2 第 7 条の規定により、事業者から契約解除の意思表示がなされた時

3 次の理由で、利用者にサービスを提供出来なくなった時

①利用者が医療施設に入院した場合(3 か月以上継続)

②利用者が死亡した場合

第 9 条(損害賠償)

事業者はサービスの提供に伴って、利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合はその損害を賠償いたします。

ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りではありません。

第 10 条(個人情報保護)

1 事業者はサービスを提供する上に、知り得た利用者及びその家族に関する秘密・個人情報については、利用者または第三者の生命・身体等に危険がある場合等、適正な理由がある場合を除いて契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

2 あらかじめ文章により利用者や家族の同意を得た場合、前項の規定に関わらず一定の条件の下で個人情報を利用出来るものとします。

第 11 条(苦情対応)

1 利用者は提供されたサービスに対して苦情がある場合には、事業者・市町村または国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることが出来ます。

2 事業者は苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにすると共に、苦情の申し立てまたは相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。

3 事業者は利用者が苦情の申し立て等を行ったことを理由として、何らかの不利益な扱いをすることはあり
ません。

第 12 条(契約外条項)

1 この契約及び健康保険等のその他諸法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重し、利用者と事業者の協議により定めます。

2 この契約書は、健康保険等のその他諸法令に基づくサービスを対象としたものですので、利用者がそれ以外のサービスを希望する場合には、別途契約するものとします。

上記の契約を証するため本書 2 通を作成し、利用者・事業者が署名押印の上、1 通ずつ保有するものとします。

ご利用者様	私は以上の契約の内容等について、説明を受け内容を確認しました。 私はこの契約書で確認する訪問看護サービスの利用を申し込みます。	
	住所	〒　　-
	氏名	㊞
	電話番号	

代理人	住所	〒　　-
	氏名	㊞ 本人との関係(　　)
	電話番号	
	署名代筆の理由	

事業者	当事業者は指定訪問看護事業者として、以上の契約の内容等について 利用者へ説明しました。当事業者は利用者の申し込みを受諾し、この契約書に定めるサービスを、誠実に責任を持って行います。			
	住所	〒811-2112 糟屋郡須恵町大字植木６８９－３		
	名称	株式会社ライフ		
	代表者	代表取締役　荒木優介		
	説明者			
	電話番号	092-692-9517	FAX 番号	092-692-9518

重要事項説明書(医療保険)

1　当社の概要

事業所法人名	株式会社ライフ
所在地	糟屋郡須恵町大字植木６８９－３
代表者名	代表取締役　荒木優介
電話番号	092-692-9517
FAX 番号	092-692-9518
認定年月日/介護保険法法人番号	令和８年９月１日

2 事業所の概要

事業所名	NursingCareSupport Ohana
所在地	福岡市東区二又瀬 ３－１８パークサイド・ハウゼⅠ １－１号
電話番号	080-1707-9276
FAX 番号	092-692-9518
管理者名	吉田宏美
事業の目的	主治医が必要と認めた利用者に対し、医療行為等を事業所の看護師等が適切な指定訪問看護等を提供する事を目的とする
運営方針	(1)事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める (2)訪問看護で看護師等は、利用者の成長発達促進・全体的な日常生活の維持・回復を図ると共に生活の質の確保を重視した在宅療養が出来るように支援する (3)事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村・その他の保健・医療・福祉サービスの提供に努めるものとする
事業所番号	

3　事業所の職員体制

職種		従事する業務	人員
管理者		業務全般の管理	1 名
		サービス担当	
内訳	看護師		3 名以上

4　営業時間

営業日	月曜日～土曜日 ただし、祝日、8/13～8/15、12/30～1/3 までを除く。
営業時間	月曜日～土曜日：9 時 00 分～18 時 00 分 但し 24 時間の連絡体制を整えております

5 運営方針

① 訪問看護の実施にあたっては、利用者の心身の特性を踏まえて日常生活動作の維持・向上を図ると共に、利用者の生活の質が高められるような在宅療養生活の充実に向けて支援します。

② 事業の実施にあたっては、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努め、総合的な支援を心がけます。

6 サービスの内容

(1) 「訪問看護」は利用者の居宅において、看護師その他、省令で定める物が療養上の支援または必要な診療の補助を行うサービスで、主治医の指示に基づき次の内容のサービスを行います。

① 病状・全身状態の観察

・バイタルサインチェック(血圧・体温・脈拍・SPO2 測定・病状の観察・日常動作の観察)

・身体の清潔保持(清拭・洗髪・入浴・口腔ケア・手浴足浴等)

・療養指導(生活上の注意事項・食事指導・排泄に関する対策や指導等)

② 医療的処置行為

・創傷及び褥瘡処置

・人工肛門・人工膀胱管理ケア

・経鼻チューブ・胃瘻チューブ管理ケア

・尿道留置カテーテル・自己導尿管理ケア

・在宅酸素療法管理ケア
・在宅人工呼吸器管理ケア
・喀痰の吸引・管理ケア
・点滴管理
・排泄管理ケア(浣腸・摘便)
※その他医師の指示による医療的処置

③ リハビリテーション

④ 介護者に対する療養生活や介護方法の指導

(2) 事業者は利用者のご希望する日程により、訪問看護サービスを提供します。

7 利用者負担金

1 利用者からいただく利用者負担金は、医療保険の法定利用料に基づく金額で下記の通りです。

2 利用者負担金は、サービスを受けた翌月に請求書を発行いたしますので、現金又はお振込みにてお支払いをお願いします。(翌月 10 日までに請求書を発行いたします。)

※利用者様から利用者負担金の支払いを受けた際は、領収書を発行いたします。

所要時間	費用内容
①訪問看護基本療養費〔Ⅰ〕 ※()内は准看護師の場合 同一建物居住者以外の利用者に対して、訪問看護サービスを提供した場合に算定	週 3 回までの利用の場合　￥5,550(￥5,050)×訪問日数 ※末期がん・神経難病等の利用者は上記に加え、週 4 日目以降は￥6,550(￥6,050)×訪問日数 ※急性憎悪・終末期等により、主治医から週 4 日以上の頻回な訪問看護が必要である旨の「特別訪問看護指示書」の交付を受けた場合は、指示の日から 14 日を限度に訪問看護ができる(月に 1 回に限り。但し、別に厚生労働大臣が定める者については 2 回可能)
①訪問看護基本療養費〔Ⅱ〕 ※()内は准看護師の場合 同一日に同一建物居住者である利用者に対して、訪問看護サービスを提供した場合に算定	週 3 回までの利用の場合　￥5,550(￥5,050)×訪問日数 ※末期がん・神経難病等の利用者は上記に加え、週 4 日目以降は￥6,550(￥6,050)×訪問日数 ※急性憎悪・終末期等により、主治医から週 4 日以上の頻回な訪問看護が必要である旨の「特別訪問看護指示書」の交付を受けた場合は、指示の日から 14 日を限度に訪問看護ができる(月に 1 回に限り。但し、別に厚生労働大臣が定める者については 2 回可能)

訪問看護基本療養費〔Ⅲ〕	￥8,500 ※入院中に外泊する者であって、次のいずれかに該当する者 ①特掲診療料の施設基準別表 第 7 に掲げる疾病等の者 ②特掲診療雨量の施設基準別表 第 8 各号に掲げる者 ③在宅療養に備えた一時的な外泊にあたり訪問看護が必要であると認められた者
②訪問看護管理療養費	1 日目　　：￥7,670 2 日目以降：￥3,000×訪問日数
③難病等複数回訪問加算	￥4,500×2 回の訪問日数 ￥8,000×3 回以上の訪問日数
④長時間訪問看護加算	￥5,200/週 1 回 ※基準告示 第 2 の 3 に指定する者で訪問看護が 1.5 時間を超える場合 (15 歳未満の超重症児または準超重症児においては週 3 回)
⑤特別管理加算	￥2,500/月 重症度の高い利用者の場合は￥5,000/月
⑥特別管理指導加算	￥2,000
⑦24 時間対応体制加算	￥6,520/月　　電話連絡対応・緊急時訪問看護対応
⑧夜間・早朝訪問看護加算 深夜訪問看護加算	6 時～8 時・18 時～22 時：￥2,100 22 時～6 時　　：￥4,200
⑨退院時共同指導加算	￥8,000
⑩退院時支援指導加算	￥6,000
⑪在宅患者連携指導加算	￥3,000/月　医師と連携し、患者・家族への助言指導
⑫在宅患者緊急時等カンファレンス加算	￥2,000/月　2 回 患者の急変時に主治医等が、患者宅を訪問し関係者で診療方針等のカンファレンスを行った場合
⑬ターミナルケア療養費① ターミナルケア療養費②	①￥25,000　在宅・特老等 ②￥10,000　特老にて看取り加算あり
⑭乳幼児加算	￥1,500/1 日につき
⑮複数名訪問看護加算	看護師:￥4,500/週 1 回 (准看護師:￥3,800/週) 看護補助者:￥3,000/週 3 回
⑯情報提供療養費	￥1,500/月
⑰緊急訪問加算	￥2,650/月 病院・在宅支援診療所の指示により、緊急に訪問看護を実施した際

3 保険負担額について

・後期高齢者医療受給者の場合：保険の負担割合分

・各種 健康保険法の対象者の場合：保険の負担割合分

・自立支援医療対象者の場合：上限額の範囲内に含まれる

4 その他の利用料金について

・保険適応外の場合は全額実費となります

・自宅でお亡くなりになり、死後の処置をご希望された場合は処置料として￥12,000 を徴収させていただきます。

・利用者様の都合によりサービスを中止する場合、キャンセル料はいただいておりません。

（但し、当日キャンセルの場合は、キャンセル料 3,000 円が発生いたします。）

・利用者様がサービスの利用を中止する場合には、訪問予定前日までに速やかに所定の連絡先までご連絡下さい。

8 サービスに関する苦情窓口

1 当事業所が行う訪問看護サービスについてご相談・苦情については下記までご連絡ください。

2 当社お客様相談・苦情受付窓口	相談員(責任者) 吉田宏美
	電話番号: 080-1707-9276
	FAX 番号: 092-692-9518
	対応時間:月～土 10：00～17：00

2 当事業所以外に、市役所・区役所の苦情窓口等に苦情を伝えることが出来ます。

○各保険者

福岡市 東 区福祉・介護保険課 電話 092-645-1069

城南区福祉・介護保険課 電話 092-833-4105

博多区福祉・介護保険課 電話 092-419-1081

早良区福祉・介護保険課 電話 092-833-4355

中央区福祉・介護保険課 電話 092-718-1102

西区福祉・介護保険課 電話 092-895-7066

南区福祉・介護保険課 電話 092-559-5125

○福岡県国民健康保険団体連合会 介護保険課 電話 092-642-7859

9 緊急時および事故発生時の対応方法

1 緊急時および事故発生時にあっては緊急対応の上、利用者の主治医へ連絡し医師の指示に従います。

また、登録されている緊急連絡先に連絡いたします。

2　当事業者の提供する訪問看護サービスにおいて事故が発生し、当事業所の責にその原因を認められる損害賠償については、速やかに対応します。
なお、当事業所は訪問看護業者総合補償制度に加入しております。

10　秘密の保持

当事業所が行う指定訪問看護において、業務上知り得た利用者の情報は硬く秘密を保持します。
従業員が退職後も在職中に知り得た秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じます。

11　その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

①看護師等は年金の管理・金銭の貸借などの取り扱いはいたしかねますので、ご了承ください。

②看護師等は老人保健法上、利用者の心身の機能の維持・回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされており、同居家族に対する訪問看護サービスは禁止されていますので、ご了承ください。

③看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

上記内容の説明を事業者から確かに受け、同意します。

ご利用者	私は重要事項・利用料金・個人情報の取り扱いについて説明を受け、内容を確認しました。	
	住所	〒　　－
	氏名	
	電話番号	
	署名代行者	続柄(　　)

ご家族	私は、重要事項・利用料金・個人情報の取り扱いについて説明を受け、内容を確認しました。	
	住所	〒　　－
	氏名	
	電話番号	

事業者	当事業者は指定訪問看護事業者として、以上の重要事項・利用料金・個人情報の取り扱いについて利用者へ説明しました。			
	住所	〒811-2112 糟屋郡須恵町大字植木６８９－３		
	名称	株式会社ライフ		
	代表者	代表取締役　荒木優介		
	説明者			
	電話番号	092-692-9517	FAX	092-692-9518

※法人代表が事業所管理者に権限を委譲いたします。

この重要事項説明書の説明年月日	年　　月　　日
説明者	

訪問看護の情報提供

私は貴訪問看護ステーションからの訪問看護の情報提供書を、県保健福祉局・保健所・保険管理課へ提供することに同意します。

令和　　年　　月　　日

訪問看護ステーションほっと　殿

同意者住所・氏名

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

個人情報使用同意書

NursingCareSupport Ohana　殿

私(利用者およびその家族)の個人情報については、その利用目的に対しての説明を受け、その範囲内で使用することに同意します。
この同意を証するため本書 2 通を作成し、私と事業者が 1 通ずつ保有するものとします。

説明者：　　㊞

令和　　年　　月　　日

〈利用者〉

住所

氏名　　㊞

〈家族〉

住所

氏名　　㊞